

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	大気汚染常時測定事務			事業コード	1419
所属コード	051000	課等名	環境企画課	係名	環境保全係
課長名	櫻 正伸	担当者名	浅沼 文彦	内線番号	8419
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	環境と共生	コード	6
	施策	生活環境の保全	コード	1
	基本事業	公害の防止	コード	2
予算費目名	一般会計 4 款 1 項 4 目 公害防止対策事業 (010-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 7 年度	
根拠法令等	大気汚染防止法, ダイオキシン類対策特別措置法			

(2) 事務事業の概要

継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、市域における大気汚染の状況及びその経年変化等を把握し、市民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とする。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

大気汚染防止法が平成 7 年に政令委任されたことにより、測定を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に関しては環境基準を達成しており概ね良好な状況にあるものの、光化学オキシダントと微小粒子状物質 (PM2.5) に関しては環境基準非達成となっている。

近年は大陸からの越境大気汚染の影響が懸念されており、微小粒子状物質の濃度測定や成分分析に対する要請は今後高まるものと考えられる。また、今後も新たな環境基準が設定されたり、基準が厳格化することが予想されるため、継続して監視を行う必要がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市域内の大気, 市民, 事業場

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 市域の面積	km ²	886.47	886.47	886.47	886.47	886.47
B 人口	人	298,853	299,220	299,220	299,585	299,585
C 事業場数	事業場	14,677	14,677	14,677	14,677	14,677

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

一般環境大気測定局 1 地点, 自動車排出ガス測定局 1 地点の計 2 地点において, 年間を通じて二酸化硫黄, 窒素酸化物, 浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を測定して, その結果を公害概況資料集やホームページ上で公表した。また, 一般環境大気測定局において, 毎月 1 回, 有害大気汚染物質の測定を行った。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 大気汚染測定値点数	地点	2	2	2	2	2
B 大気汚染測定項目数	項目	15	36	36	36	36
C HP・広報への掲載, 環境報告書の発行, 国・県への報告回数	回	23	23	23	23	23

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

大気汚染状況の基礎資料を作成し, 市民・事業場の大気汚染防止の意識向上を図る。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 環境基準達成率	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	99.7	99.7	100	98.8	100
B HP・広報への掲載, 環境報告書の発行, 国・県への報告回数	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	回	23	23	23	23	23
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	8,487	11,057	12,368	11,068
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	8,487	11,057	12,368	11,068
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,600	1,600	1,600	1,600
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	6,400	6,400	6,400	6,400
計	トータルコスト A+B	千円	14,887	17,457	18,768	17,468
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

大気汚染防止法に基づく事務であり、市内の大気汚染状況を把握することで大気汚染防止対策の基礎資料となっていることから整合性が取れている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であることから妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから妥当である。

④ 廃止・休止の影響

大気の汚染状況の把握ができなくなる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

大気汚染の常時監視が目的であり、現状の測定項目が必要最小限の監視体制、監視項目で実施している。(平成 17 年度に大気測定局数を見直し、5 局から 2 局に減らしている。)

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

大気汚染防止法第 22 条により常時監視が義務付けられているので、市が実施すべき事業であることから公平である。

(4) 効率性評価

平成 17 年度に測定局数を削減済みである。また、新たに環境基準が設定された項目については監視体制を整備したが、事務処理基準に示されている全ての監視体制を整備しているものではない。

また、測定機器の保守管理を委託しており、職員が行う業務はデータの確定処理、評価等に限られた必要最小限の業務のみを行っている。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

微小粒子状物質に係る環境基準の設定がなされたため監視体制を整備したが、未だ実施していない成分分析については、実施に向けて検討が必要である。

玉山区内では測定を実施していないため、クリーンセンターが施設建設時の地元との協議により義務付けられて実施している測定データを市北部地域の測定値として共有し活用する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

平成 17 年度に測定局の統合を行い、必要最低限の監視体制で実施しているが、耐用年数を迎えている一部の機器については動作不良が頻発しているため、更新が必要であり財源の確保が課題である。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

微小粒子状物質に係る成分分析は実施しなければならないが、継続して適正実施を図る必要がある。